

能登半島地震の復旧・復興事業等における積算方法等について

令和8年3月13日付け7林整計第530号
林野庁森林整備部計画課長から近畿中国森林管理局計画
保全部長、石川県森林整備保全事業担当部長あて

能登半島地震等により被災した地域における復旧・復興事業等の円滑な施工の確保に万全を期すための対策として、下記のとおり積算方法等を定めたので適用されたい。

記

1 適用対象工事

石川県内の中能登地域（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）及び奥能登地域（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）において実施される森林整備保全事業に係る工事で、令和8年3月1日から令和9年3月31日までの期間に入札書提出期限を設定する工事。

2 積算方法

日当たり作業量の補正

【対象歩掛】土工に関する歩掛

【補正内容】作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

【対象歩掛】アスファルト舗装工に関する歩掛

【補正内容】作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

3 適用にあたって

(1) 令和8年4月1日以降に入札手続きを開始する工事

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札説明書等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

なお、本通知の積算方法が積算システムへ反映されるまでの期間については3(2)を適用するものとする。

(2) 令和8年3月31日以前に入札手続きを開始している工事

本通知に関する周知期間等を考慮し、契約後、以下の措置を講ずるものとする。

- ・受注者に本通知の適用対象工事である旨を説明するものとする。
- ・次の方式により算出された請負代金額に変更する協議ができるものとする。

変更後の請負代金額＝ $P_{復} \times k$

$P_{復}$ ：本通知に基づき作成した予定価格に相当する額

k ：落札率

なお、請負代金額を変更する場合の総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の単価合意は、変更後の請負代金額について行うものとする。

（担当：計画課施工技術班積算基準係）